

10月下旬から還付が始まる?

最高裁判決

最高裁が「年金型生命保険に係る税金は『相続税』と『所得税』の二重課税に当たる」との判決を出したことに伴い、10月下旬から還付が始まるようです。

生命保険の死亡保険金は、一時金で受け取る商品が多いのですが、年金払い(分割払い)で受け取ることができる商品もあります。年金払いの商品は、遺族年金のように死亡時から月額あるいは年額で支給されることから、遺族にとって保障額が分かりやすく、多くの保険会社から「収入保障保険」(あるいは特約)、「生活保障保険」(特約)などといった商品名で販売されています。

今回の判決の生命保険は、図のように夫が亡くなったとき、受取人である妻に対し、死亡一時金で4000万円と、10年間にわたり年額230万円、総額2300万円を年金払いで支払うというものです。

この保険の税金は、死亡一時金と年金総額2300万円の一定割合である年金受給権に対して「相続税」を課せられたうえ、毎年支払われる年金は雑所得として毎年「所得税」も課せられていました。これが「二重課税」になるのではないかと

と裁判で争われていたのです。

今回の最高裁の判決では、「相続税の対象となる年金受給権と毎年受け取る年金額のうち運用益をのぞいた元本部分の価値が同じである」とみて、そのうえで「1年目に受け取る年金は全額元本に当たる」とし、二重課税に当たると判断しました。

財務省の方針

この判決を受け、財務省は、1年目の年金額から源泉徴収された所得税を10月下旬以降に還付する方針を固めたようです。

また、2年目以降の年金額については運用益が含まれているため、運用益部分には所得税を課す方針です。元本部分から徴収した所得税は還付されることになるようですが、還付金額をどのように計算するのか多くの課題を抱えています。

生命保険協会は、二重課税の可能性のある保険が、2009年までの5年間で20万件以上あり、源泉徴収した所得税額は約300億円になると報告しています。判決と同じタイプの保険のほかにも、二重課税と判断される可能性がある商品として、年金払い型の学資保険や個人年金保険などもあり、財務省はこれらの保険についても還付対象とする方針です。また、税金還付の効力は5年です。時効前の年金についてもさかのぼって還付をする方針のようですが、法律の改正が必要であり、容易にはいかないようです。

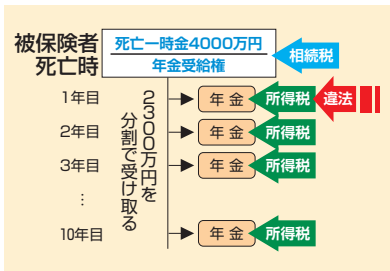
年金払いで死亡保険金を受け取った経歴がある方は、保険会社から案内が来ると思いますので、確認しましょう。



暮らしのマネープラン 相談センター所長

サーティファイド
ファイナンシャル
プランナー 高橋 昌子

知らなきや損する
いしかわ暮らしのマネープラン



あなたの暮らしと財産を守るパートナー

- トータルマネープラン 4回/3万円
(住宅ローン、保険、年金などの総合的アドバイス)
- マイホーム資金計画・住宅ローン 4回/3万円
(無理のない予算、購入時期、最適のローン等アドバイス)
- 住宅ローンの見直し 2回/1万円
(見直し・借り換えの効果、借り換えローン等アドバイス)
- 生命保険の見直し 2回/5000円
(保障内容の分析、加入・見直し、商品選択等アドバイス)

- 年金・老後資金プラン(退職準備) 4回/3万円
(個人年金、役立つ金融商品、退職後の各種手続き等アドバイス)
- 相続に関する相談 5回/5万円
(遺産整理、相続対策、遺言書、相続手続き等のアドバイス)

※予約が必要です。
※回数は目安です。

